

## 吉岡町競争入札心得（郵便入札等）

### 1. 目的

吉岡町発注の契約に係る指名競争入札（以下「競争」という。）を紙入札で行う場合における入札又は紙入札で入札に参加する者その他の取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）吉岡町財務規則（平成9年4月17日規則第10号以下「規則」という。）吉岡町競争入札心得（電子入札）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### 2. 入札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、設計書等について疑義があるときは、発注担当者にFAXで説明を求めることができる。
- (2) 入札書又は積算内訳書の提出とは、入札書の発注機関への到達を意味することとする。ただし、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、入札執行者への到達とする。
- (3) 入札書は、指名通知書に記載の案件名及び案件場所並びに入札者の商号又は名称（支店又は営業所等に入札や契約の権限等を委任して事業活動を行っている者は、当該支店又は営業所等のめ名称）代表者職氏名を記載し、代表者の印を押し、入札金額及び「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載した上で、案件ごとに封筒に入れなければならない。ただし、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、「くじ番号（任意の3桁の数字）」を省略すること。
- (4) 入札書を入れた封筒は、封かん及び封印を施し、表面には入札者の商号又は名称、指名通知書に記載の案件名及び入札書在中の旨を記載しなければならない。
- (5) 入札書を入れた封筒は、表面に入札者の商号又は名称、指名通知書に記載の案件名及び提出先である宛名並びに入札書在中の旨を記載した封筒に積算内訳書を同封しなければならない。ただし、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、除く。
- (6) 入札書は、指名通知書に示した入札書受付日から入札書受付締切日時までに現金書留を除く書留郵便で提出しなければならない。ただし、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、持参とする。
- (7) 積算内訳書には、積算の根拠となる内訳を明示し提出しなければならない。
- (8) 入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、入札書の提出前に入札執行者の指示に従って提出する。
- (9) 入開札会へ入札参加者の参加を求める場合においては、入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を案件ごとに提出させなければならない。
- (10) 令第167条の8第2項により、入札者は入札に際し一旦提出した入札書の書換え又は撤回をすることができない。

### 3. 入札の辞退

指名を受けた者は、入札書の提出が完了に至るまでは、FAXにより入札辞退届を提出することでも入札を辞退することができる。

### 4. 失格

指名通知書に示した日時までに入札書の提出がない者は失格とする。ただし、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、入札の開始時に、入札会場に出席してない者を失格とする。

## 5. 無効の入札

次に掲げる入札は、無効とし、再度入札には参加できない

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 記名押印を欠く入札
- ③ 入札書の提出が不適切な入札
- ④ その他入札に関する条件に違反した入札

## 6. 落札者の決定等

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを用いて落札者を決定する。ただし、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとする。

## 7. 異議の申立

入札を行った者は、入札後に、吉岡町競争入札心得（電子入札等）、この心得、設計図書、契約書等についての不明を理由として、異議を申立てることができない。

## 8. その他

吉岡町郵便入札運用基準及びその他指名通知書の定めるところとする。

## 附 則

- 1 この心得は、令和4年12月15日から施行する。